

弁護士会の調停～コロナ対応(災害)ADR

新型コロナウイルス感染拡大による、賃金カットや解雇に関するトラブル、賃料の減額交渉などで悩んでいませんか？

弁護士会の調停(ADR)は、弁護士があっせん人として当事者双方の言い分をよく聞いて、話し合いで紛争の円満な解決をめざすものです。

申立手数料は無料です
(紛争解決時には成立手数料が発生します)

申立てを弁護士がサポートします

原則3回以内の話し合いで紛争解決をめざします

電話やメールでも申立て可能です。
話し合いの期日は、感染拡大防止に配慮して実施します。

お問い合わせ

福岡県弁護士会 天神弁護士センター

〒810-0004

福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2F

TEL 092-741-3208

FAX 092-752-1330

不安を、安心に。



福岡県弁護士会

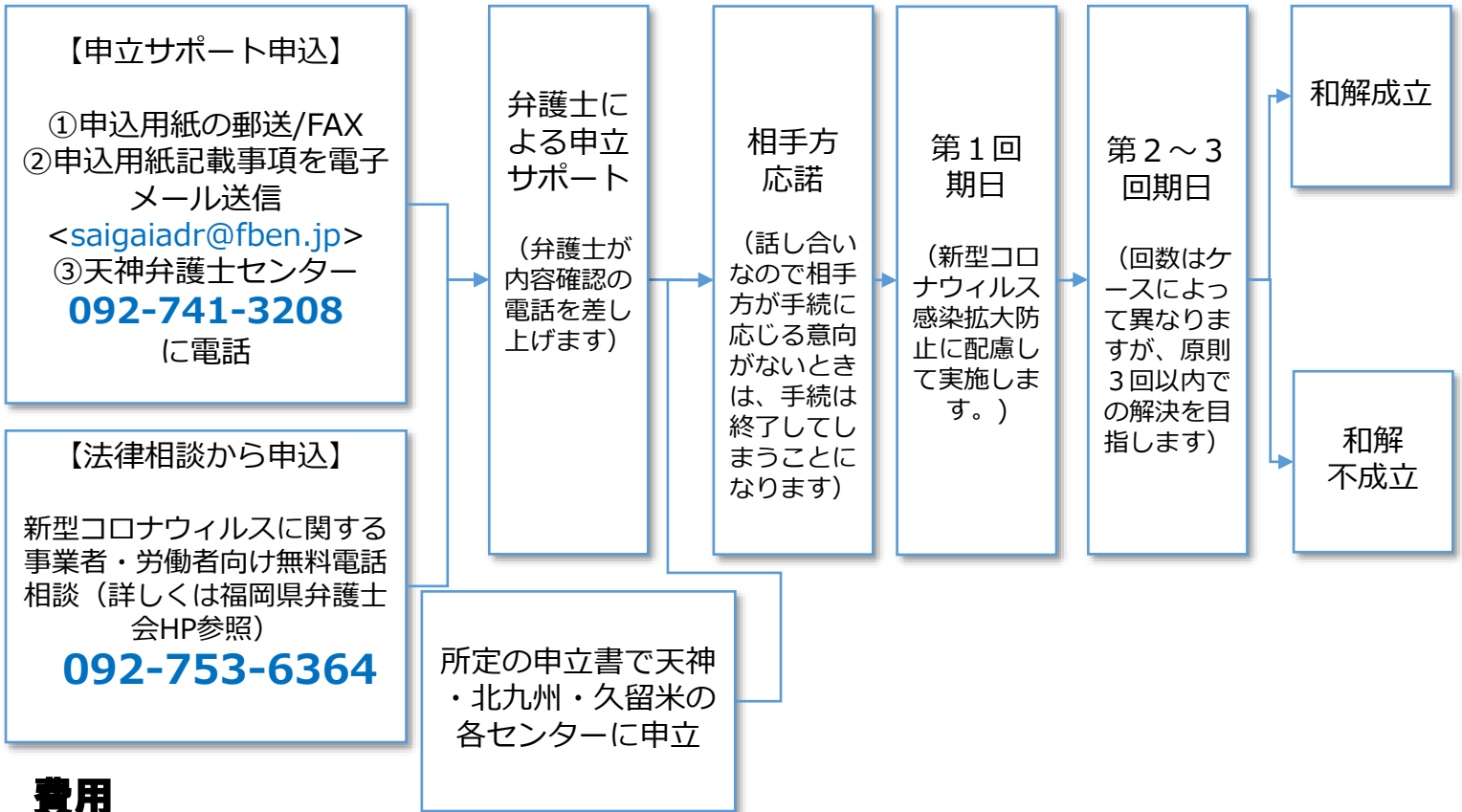
FUKUOKA BAR ASSOCIATION

<https://www.fben.jp/>



@fben2016

コロナ対応（災害）ADRの流れ



費用

- 申立手数料は、**無料**です。
- 成立手数料として、下記の基準での金額を当事者折半でご負担頂きますが、事情によっては減額又は免除となる場合もあります。

和解による解決金の額	コロナ対応（災害）ADRの成立手数料算出基準
100万円以下	4%
100万円超～300万円以下	2.5%+1.5万円
300万円超～3000万円以下	0.5%+7.5万円
3000万円超	0.25%+15万円

（別途消費税が加算されます）

福岡県弁護士会 紛争解決センター 御申（FAX: 092-752-1330）

コロナ対応（災害）ADR申込用紙

（申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください）

申込 人	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
相手 方	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
紛争 類型	<input type="checkbox"/> 雇用関係 <input type="checkbox"/> 借地借家 <input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> その他()		

【相談日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【相談場所】 _____

【相談担当弁護士名】 _____